明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・一五	第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四	第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六〇一・二九	いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エフスス）が締約国において完全に得られるものであること。
四六〇一・九四	いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エフスス）が締約国において完全に得られるものであること。
四六〇二・一九	いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エフスス）が締約国において完全に得られるものであること。

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一―五〇・〇三	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
五〇〇四・〇〇	第五〇〇四・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更
五〇・〇五―五〇・〇六	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五〇・〇七	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇三	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
五一・〇四―五一・〇五	第五一・〇四項又は第五一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇六―五一・一〇	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五一・一一―五一・一三	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五二類　綿及び綿織物

五二・〇一―五二・〇三	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
五二・〇四―五二・〇七	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五二・〇八―五二・一二	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇二	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
五三・〇三―五三・〇五	第五三・〇三項又は第五三・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六―五三・〇八	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五三・〇九―五三・一一	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一―五四・〇六	化学材料又は繊維パルプからの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五四・〇七―五四・〇八	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七	化学材料又は繊維パルプからの製造
五五・〇八―五五・一一	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五五・一二―五五・一六	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇三	繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
五六・〇四―五六・〇九	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七	織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一―六二・一七	織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

六三・〇一―六三・一〇	織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六	第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更